

## 中国改正特許審査指南（2026年1月1日施行）

2026年1月1日から中国改正特許審査指南（特許審査基準）が施行されます。主な改正点は以下の通りです。

1. 発明者要件として「自然人」と規定し、身元情報の記載を義務化。
2. 特許及び実用新案の同日出願の場合の権利の重複付与を避ける方法として、出願時の声明文の制度を導入。
3. 進歩性判断において、技術的課題を考慮しその解決に貢献しない構成要件は進歩性判断の対象外とすることを明記。
4. 進歩性の審査基準に事例を規定し明確化を図る。
5. 人工知能及びビッグデータ関連発明の審査基準を明確化。
6. 無効審判請求人適格を厳格化。いわゆる「藁人形」による請求は不可。
7. 無効審判における「一事不再理」を明文化。
8. 庁費用の返還について特許局の自発的返還を廃止し、出願人の請求を要する。